

「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び「同 適用指針（案）」に関するコメント

平成 19 年 10 月 15 日
あずさ監査法人
連結検討会

平成 19 年 9 月 4 日付で公表されました「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. マネジメント・アプローチの採用について

セグメント情報の開示に関して、マネジメント・アプローチを採用することについては、賛成する。

ただ、実際の開示にあたって最高経営意思決定機関に報告される金額を使用する場合、財務諸表の注記という観点から、下記の点のような切り口から考えた、財務諸表数値との整合性に関する考え方についても、結論の背景等で追加解説願いたい。

（追加解説要望項目）

財務諸表を作成するための会計処理に基づいた情報は、財務諸表利用者にとって有用であるとの理解は一般的なものとなっていると思われる。

このため、従来の財務諸表を作成するための会計処理に基づいたセグメント情報の開示になれた利用者に対し、開示のベースとなっている考え方が異なる点明確にさせていただきたい。

（マネジメント・アプローチにより、セグメントの集約が行われることは理解しやすいが、財務諸表の注記であるにもかかわらず、開示金額の基礎として「最高経営意思決定機関に報告される金額」が使われ、財務諸表の金額とは、似て非なるものが開示されている点、従来の開示になれている利用者からは理解しづらいように思われる。）

意思決定に使用される情報が有用かどうかを判断する尺度として、基本原則（基準 4 項）が定められているものの、具体的な基準はないため、比較可能性（他社比較）を重視した開示ではない点も明示する必要があると思われる。

2. 集約基準に関して（基準 10 項）

マネジメント・アプローチを適用する場合、集約基準は実務上、重要になってくると考えられるため、改廃が予定される「セグメント情報の開示に関する会計手法（会計制度委員会報告第 1 号 日本公認会計士協会）」と同レベルにおける、各々の考え方や例示が必要ではないか。

3. セグメント範囲変更の場合の開示に関して（基準 15、26、69、78 項）

セグメント範囲の変更については、量的基準の変更による場合と、組織変更等による変更の場合とで規定を分けているが、前者は変更の影響を開示しやすいが、後者は変更影響が開示しにくいいため、あえて規定を分けているといった、扱いの違いについて、明確に記載する必要があると思われる。

表面だけ見ると、「範囲の変更」という同一事象について、二つの規定が存在しているだけとも読めてしまい、実務が混乱する可能性もあると思われる。

4. 開示する利益（又は損失）に関して（基準 18 項、開示例）

基準 18 項では、「利益（又は損失）」を開示しろとだけあり、損益計算書のどの段階の利益（又は損失）を開示するのが基準からは読み取りにくい。
例えば、基準 25 項を基準 18 項も参照する等により明確にしてはどうか。

また、開示例の本表では、単に「セグメント利益」としか表記されていないため、開示されている利益が、営業利益なのか税金等調整前当期純利益なのかが読み取りづらい。差異調整をみると、損益計算書のどの段階の利益（又は損失）かは判明するが、本表においても「セグメント利益（営業利益）」等明示させるようにしてはどうか。

5. 開示項目に関して（基準 18、54 項）

最高経営意思決定機関に報告される金額は、各社の管理会計上の金額になると思われるが、管理会計上、損益管理は行っているが、P/L 以外は作成していないような場合も考えられる。
この場合、18 項でもとめる「資産の額の開示」はどうすべきか加筆してはどうか。

負債については、19 項で「定期的に提供され、使用されている場合」にのみ開示が求められる形だが、資産については、そのような規定はないため、原則開示が求められていると考える。
このため、「最高経営意思決定機関に報告されている金額」がない場合の取扱いが明示されていないと、実務が混乱するようと思われる。

6. 特定の収益等を各事業セグメントに配分する場合の合理的な基準に関して（基準 22、75 項）

特定の収益等を各事業セグメントに配分する場合、合理的な基準に従って配分しなければならないとされている。
上記の解釈として、最高経営意思決定機関に報告される財務情報において、仮に特定の収益等が合理的な基準に従って配分されていない場合、報告セグメントの開示において合理的な基準に基づいて配分し直すこともありうる、ということによいか。

7. 基準 53 項及び 54 項に関して

基準の作り方の問題とは思われるが、基本原則に該当する項目で有り、重要な取扱いであるため、結論の背景だけではなく、本文にも記載すべきではないか。

(基準 53 項 = 重要性の概念、基準 54 項 = 最高経営意思決定機関の意思決定のために報告されている情報を基礎としていても、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がある場合は、開示することが適当ではない点)

8. 報告セグメントの決定に関して(適用指針 9 項)

長期的に類似した業績の動向を示すことが見込まれる場合には、類似の経済的特徴を有することとされているが、例えば、1つの事業しかしていない会社で、支店単位で業績管理しているような場合、支店は同じ事業をしており、長期的な売上総利益率(平均値)も近似するので、報告セグメントを1つにしてしまうことも可能という理解でいいか。

9. セグメントの区分方法の継続性に関して(適用指針 10、23 項)

重要な取扱いであるため、適用指針ではなく、基準で定めるべきではないか。

(セグメント区分を変更した場合の取扱いは、基準に記載されているが、そもそもの継続性の概念については、適用指針にのみ記載されている点、違和感がある。)

10. 合理的な基準に関して(適用指針 12、24 項)

合理的な基準は各企業の実情に即して選択することになるのは理解できるが、第 12 項において一定の指針を示しているとはいえない。改廃が予定される「セグメント情報の開示に関する会計手法(会計制度委員会報告第 1 号 日本公認会計士協会)と同レベルの記述内容が必要ではないか。

以上